

清流の国ぎふ芸術祭「アート体験プログラム -アートラボぎふ- 」
運営委託業務プロポーザル募集要項

令和5年2月1日

公益財団法人岐阜県教育文化財団

第1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・	1
1	プロポーザル参加要件	
2	企画提案書の作成	
	（1）プログラム・広報に関する企画提案	
	（2）効果的な事業の実施に係る企画提案	
3	プロポーザルの手続き等	
	（1）スケジュール	
	（2）募集要項等の公表・配布	
	（3）募集要項等に関する質問受付及び回答の公表	
	（4）プロポーザル参加申込の受付	
	（5）企画提案書受付	
	（6）プロポーザル参加に際しての注意事項	
	（7）見積書作成に際しての注意事項	
	（8）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3	評価に関する事項・・・・・・・・	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
	（1）開催日	
	（2）開催場所	
	（3）企画提案説明の所要時間	
	（4）注意事項	
3	評価基準	
4	最優秀提案者の決定	
5	提案者が1者又は無い場合の取り扱い	
6	同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	
7	選定結果の通知・公表	
第4	契約に係る注意事項・・・・・・・・	6
1	契約方法	
2	知的財産権の帰属	
第5	その他・・・・・・・・	6
第6	問い合わせ先・・・・・・・・	7

清流の国ぎふ芸術祭「アート体験プログラム -アートラボぎふ-」
運営委託業務プロポーザル募集要項

岐阜県教育文化財団では、清流の国ぎふ芸術祭※の柱の1つとして、県民が「アート」を身近に感じ、親しみ、参加するきっかけとなるような「場」を提供する「アートラボぎふ」を県内各地で展開しています。本事業を実施し、その内容を広く県民に広報する業務について、プロポーザル（企画提案）により業務委託先を選定します。

この要項は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての選定手続を定めたものです。

※「清流の国ぎふ芸術祭」：昭和 21 年から平成 27 年まで 69 回の歴史を刻んだ「岐阜県美術展」を見直し、次の 3 つの柱からなる「清流の国ぎふ芸術祭」として生まれ変わりました。1 つめの柱は、想像力溢れる新たな才能の発掘と育成を目的とした企画公募展「Art Award IN THE CUBE（以下「AAIC」という。）」、2 つめの柱は、広く県民に作品発表の機会を提供する公募展「ぎふ美術展」、3 つめの柱が、年間を通じてアートに親しむ場を提供する本事業「アート体験プログラム -アートラボぎふ-」です。

○ 留意事項

本委託業務に関する予算は現在、令和 5 年度収支予算の策定途中であり、令和 4 年度公益財団法人岐阜県教育文化財団理事会において、本事業に係る予算案が承認されない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県教育文化財団はその損害について一切負担しません。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

清流の国ぎふ芸術祭「アート体験プログラム -アートラボぎふ-」運営委託業務

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 委託費の上限

9,982,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

第 2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止

措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

- (4) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) プログラム・広報に関する企画提案

ア) プログラムの企画

- ・仕様書別紙『令和5年度アート体験プログラム「アトラボぎふ」について』の「3 具体的なプログラムの内容」中の①、⑦及び⑨について、実施プログラムを提案すること。
- ・プログラムは10以上開催するものとし、仕様書別紙に記載のものに加えて展開する提案を行うことは差支えない。
- ・「ぎふ美術展」や「AAIC」などへの参画につながる効果的な仕組みを提案すること。

※最終的なプログラム内容は、財団及び財団が指定するダイレクターと受託者とが協議のうえ決定するものであり、今回提案された企画を実施しない場合もあるので留意のこと。

イ) 事業周知・集客に係る戦略的広報

- ・事業の認知度を高めるため、また、特定の個人ではなく幅広い参加者を集客するための具体的な広報計画及び戦略的かつ継続的な広報の実施提案
(プログラムに応じた集客効果の高い周知先の選定、パブリシティ、PR 映像制作
(後パブリシティ含む)、広告、WEB活用の方法など)

(2) 効果的な事業の実施に係る企画提案

- ①実施計画
- ②実施体制
- ③運営、進行、管理
- ④関係団体（大学、文化団体等）を活用した事業の提案
- ⑤事業費の積算

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ①募集要項等の公表・配布 | 令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月28日（火） |
| ②募集要項等に関する質問受付 | 令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月28日（火） |
| ③プロポーザル参加申込受付 | 令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月28日（火） |
| ④企画提案書受付 | 令和5年2月1日（水）～ 令和5年3月9日（木） |
| ⑤プロポーザル評価会議 | 令和5年3月中旬 |
| ⑥審査結果の通知 | 令和5年3月下旬 |

(2) 募集要項等の公表・配布

- ①配布期間 **令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)**
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く)
- ②配布場所 公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課
(〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ギフ清流文化プラザ1階)

(3) 募集要項等に関する質問受付及び回答の公表

- ①受付期間 **令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)**
- ②提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を下記あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。
なお、質問の締め切りは**令和5年2月28日(火)午後5時15分**となります。
※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。
※電子メールの場合は、件名を「アートルボギふ運営委託業務」として送信してください。
- ③提出先
公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課
TEL 058-233-8161
FAX 058-233-5811
E-mail gecf@g-kyoubun.or.jp
- ④回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県教育文化財団のホームページにて公開します。
(公財) 岐阜県教育文化財団ホームページ (<https://www.g-kyoubun.or.jp/>)

(4) プロポーザル参加申込の受付

- ①受付期間 **令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)**
- ②提出方法
参加希望者は、参加申込書(別紙2)を岐阜県教育文化財団県民文化課まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。

(5) 企画提案書受付

- ①受付期間 **令和5年2月1日(水)～令和5年3月9日(木) 正午**
- ②提出書類
ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1
イ 見 積 書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意
ウ 法人概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
- ③提出部数
9部(正本 1部、副本 8部)
- ④提出方法
岐阜県教育文化財団県民文化課まで、持参又は郵送により提出してください。
持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください(期間内に必着とすること)。
※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
※提出後、必要な場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した場合

エ 提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 募集要項に反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとしします。

④複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑥返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、公益財団法人岐阜県教育文化財団の情報公開に関する規程に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（土日祝日除く）の正午までに、辞退届（様式自由）を岐阜県教育文化財団県民文化課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に際しての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

②本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

③パソコン、複合機（コピー／FAX）等の設置に係る経費については、当財団の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

④人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課

〒502-0841 岐阜市学園町3丁目4番地 ぎふ清流文化プラザ1階

TEL 058-233-8161

FAX 058-233-5811

E-mail gecf@g-kyoubun.or.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「**アートラボぎふ運営委託業務**」と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

提案の評価は、当財団が別に定める構成員により組織された『清流の国ぎふ芸術祭「アート体験プログラム -アートラボぎふ-」運営委託業務プロポーザル評価会議』が行います。

なお、提案の評価に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容及び事業の実施能力等を採点し、審議のうえ最優秀提案者を選定します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日

令和5年3月中旬

開催日時・場所等詳細は、後日プロポーザル参加者に通知します。

(2) 開催場所

ぎふ清流文化プラザ（岐阜市学園町3-4-2）

(3) 企画提案説明の所要時間（1参加者あたり）

① プレゼンテーション 30分以内

② 質疑応答 20分程度

(4) 注意事項

- ① プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ② プロポーザル参加者は他の参加者の評価を傍聴することはできません。
- ③ プレゼンテーション出席者は2名までとします。
- ④ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象とはいたしません。

3 評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおりとします。

4 最優秀提案者の決定

評価結果に基づき、評価会議において企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

5 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点(最低基準)を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合又は提案者が無い場合は、再度募集します。

6 同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、価格の低い方を第一順位の最優秀提案者に決定します。

また、価格についても同額である場合は、くじにより順位を決定します。

7 選定結果の通知・公表

評価結果は、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を決定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を岐阜県教育文化財団ホームページ上で公表します。なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

【公表内容】

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称・評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※②との対応関係は明らかにしません。
（提案者が2者の場合は、公表しません）
- ④ 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名

第4 契約に係る注意事項

1 契約方法

選定した最優秀提案者と岐阜県教育文化財団が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と岐阜県教育文化財団との協議により最終的に決定します。

また、委託契約額は、岐阜県教育文化財団の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とします。

なお、選定した最優秀提案者と岐阜県教育文化財団との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

2 知的財産権の帰属

委託業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産権は、原則として委託元である岐阜県教育文化財団に帰属するものとします。

第5 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第 6 問い合わせ先

公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課

〒500-8384 岐阜市学園町 3 丁目 4 2 番地 ぎふ清流文化プラザ 1 階

TEL 058-233-8161

FAX 058-233-5811

E-mail gecf@g-kyoubun.or.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価会議の構成員の点数の合計により算出する。

評価項目 及び 評価内容		評価点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 「プログラムの企画」に関する評価（配点：40点）						
プログラムの企画	・提案プログラムについて、一般的カルチャースクールとは一線を画し、知的好奇心の刺激や技術向上への足掛かり、さらには能動的な作品創作に結びつく企画となっているか。	10	8	6	4	2
	・『「清流」が育んだ「伝統文化・匠の技」と「アート」が融合しそのつながりを学ぶ講座』について、岐阜県の特徴を活かした企画となっているか。	15	12	9	6	3
	・ぎふ美術展やAAICなどへの参画につながるような工夫がなされているか。	15	12	9	6	3
2 「事業周知・集客に係る戦略的広報」に関する評価（配点：40点）						
事業周知・集客に係る戦略的広報	・広報計画は、戦略的かつ具体的で、継続的な情報発信・拡散が見込まれるものか。	15	12	9	6	3
	・広報においては、事業の趣旨や内容を広く県民に伝え、集客に資する内容となっているか。	15	12	9	6	3
	・募集告知は、参加対象者に合わせて効果的にアプローチする手法となっているか。	10	8	6	4	2
3 「効果的な事業の実施」に関する評価（配点：20点）						
業務実施体制・能力	・事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。 ・本事業に類する事業の実績を有するなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10	8	6	4	2
実施計画	・スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	5	4	3	2	1
事業費の妥当性	・経費積算書の積算金額は妥当か。 ・事業に要する費用と、目標・効果とのバランスはとれているか。	5	4	3	2	1
総合計(満点：100点)						